平成２２年（フ）第３２８６号
大阪市平野区加美北５丁目９番６―411号
債務者　村上　静夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７７号
大阪市西成区岸里３丁目２番３号シティ岸里C―301
債務者　藤原　勲
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７８号
大阪市西成区岸里３丁目２番３号シティ岸里C―301
債務者　藤原　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８０号
大阪府豊中市服部寿町１丁目３番８号
債務者　田中　良夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３４号
大阪市鶴見区今津北２丁目３番33号
債務者　谷脇あさみ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５５号
大阪市東住吉区駒川１丁目14番32号
債務者　木村　宣成
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３９号
大阪市平野区加美東３丁目８番４―710号
債務者　太田恵見子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７３号
住民票上の住所大阪府摂津市新在家２丁目４番41号
債務者　宮本真由美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２７０号
大阪市東成区東小橋１丁目２番10号３階
債務者　山本　末美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９８号
大阪府寝屋川市初町17番７号
債務者　横田　靖弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３４０号
大阪府八尾市春日町３丁目５番20号
債務者　近澤　学
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８４号
大阪府交野市私部６丁目47番16号
債務者　吉岡　勝也
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８７号
大阪府寝屋川市下木田町６番28号
債務者　鎌谷設備こと　鎌谷　和年
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５８６号
大阪市生野区桃谷１丁目12番10号　桃谷ハイツ302
債務者　川本　昌二
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２１号
大阪府大東市灰塚２丁目11番27号　コーポ灰塚浦12号
債務者　佐多　勝也
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７１６号
大阪市旭区大宮２丁目18番４号　バードヒル千林大宮303号
債務者　川底　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４０号
大阪市住吉区庭井２丁目13番14号
債務者　トータルワークスこと　加登谷耕治
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部